

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第 72 号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1第2号才中「皮膚かいよう等」を「皮膚潰瘍等」に改め、同表第3号エ中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけんの周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第4号ク中「キ」を「ク」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第1第6号ア中「の業務」の右に「、介護の業務」を加え、同表第7号アからエまでの規定中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号キ中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号ケ中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫又は肝細胞がん」に改め、同号コ中「骨肉しゅ又は甲状腺がん」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同表第8号を同表第10号とし、同表第7号の次に次の2号を加える。

(8) 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺塞栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

(9) 人の生命に関わる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的な負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこ

れに付隨する疾病

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分及び第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式注5中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

第6号様式注以外の部分及び第7号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第8号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「乗すべき」を「乗じるべき」に改め、同様式注2中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

第9号様式注以外の部分、第10号様式注以外の部分、第11号様式注以外の部分、第12号様式注以外の部分、第13号様式注以外の部分及び第14号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第15号様式注以外の部分、第16号様式注以外の部分及び第17号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

第18号様式注以外の部分、第19号様式注以外の部分、第20号様式注以外の部分及び第21号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則別表第1の規定は、平成22年7月1日以後に発生した事故に起因する公務上の災害（京都市非常勤職員公務災害等補償条例第1条に規定する公務上の災害をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)